

正本

訴 状

平成21年9月17日

長崎地方裁判所 民事部 御中

〒810-0042 福岡市中央区

TEL 092-

FAX 092-

原告訴訟代理人弁護士

(印)

〒850-0033 長崎市万才町

TEL 095-

FAX 095-

原告訴訟代理人弁護士

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり。

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金5,500,000円

貼用印紙額 金32,000円

請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、金5,500,000円及びこれに対する平成21年9月15日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は、被告らの負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、被告長崎県公立大学法人長崎県立大学（以下、「被告大学」という。）が地方独立行政法人化前（被告大学設立当初）から地方独立行政法人化後の現在に至るまで、被告大学において教授として勤務している。
- (2) 被告大学は、長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1（シーボルト校）及び長崎県佐世保市川下町123（佐世保校）において、大学を運営するものである。
- (3) 被告太田博道（以下、「被告太田」という。）は、被告大学の代表者理事長である。
- (4) 被告百岳敏晴（以下、「被告百岳」という。）は、被告大学に勤務し、シーボルト校事務局長の役職にある。被告百岳は、本件不法行為時、原告の懲戒の事由の調査のため設置された教育研究評議会の構成員であった。

なお、教育研究評議会とは、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第4条（下記に条文抜粋）に基づき、設置されるものであ

る（甲1）。

「(調査)

第4条 学長は、就業規則第46条各号の懲戒の事由（以下本条において「懲戒事由」という。）のいずれかが存在すると思料する場合には、教育研究評議会の中に事実確認等の調査のための調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

なお、当該調査の際には、委員会は調査の対象となっている教員から事情を聴取するものとする。

2 前項の委員会は、学長が任命する次の者をもって組織する。

(1) 副学長の中から1名

(2) 学部長又は研究科長の中から1名

(3) 大学事務局長又はシーボルト校事務局長の中から1名

(4) 総務課長又は総務企画課長の中から1名

(5) 必要により学長が指名した者 若干名

3 第1項の規定にかかわらず、懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合等調査の必要がないと認められる場合には、学長は調査を省略することができる。」

2 不法行為に基づく損害賠償請求

(1) 被侵害権利

ア 原告は、平成21年9月11日、御庁に対し、被告大学を相手方（債務者）とし、「債務者（被告大学）は、債権者（原告）に対し、債務者（被告大学）が債権者（原告）を懲戒のための調査対象として平成21年9月1日に実施した事情聴取及び平成21年9月10日に実施した事情聴取が、各々、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第4条第1項及び同規程第6条第3項規定の適正な手続であることを前提とした懲戒をし

てはならない。」との申立ての趣旨で、懲戒処分禁止仮処分命令申立てをした
(長崎地裁平成21年(ヨ)第48号 懲戒処分禁止仮処分命令申立事件)。(甲

2 顕著な事実)

イ 原告の代理人であった弁護士■■■■ (以下、■■■■ という。)は、平成21年9月11日午前9時57分ころ、被告大学に対し、上記アの仮処分命令申立てをした旨を記載した文書を、同申立書写しとともにファクシミリにより送信した(甲3)。

また、■■■■ は、同日午前10時18分ころ、被告百岳に対し、上記アの仮処分命令申立てをした旨を記載した文書を同申立書写しとともにファクシミリにより送信した旨を被告百岳に電話で伝えた(甲3)。

ウ 上記アの申立書の副本は、本件不法行為時まで、被告大学に送達された(顕著な事実)。

エ 原告は、日本国籍を有する自然人であり、人権享有主体である。したがって、原告は、裁判を受ける権利(憲法32条)を有し、適正手続を受ける権利(憲法31条、13条)も有している。

本件において、上記アの仮処分命令申立事件に関し、同申立書の副本が既に被告大学に送達されている状況においては、原告は、同仮処分に関しての裁判を受ける具体的権利を有していた。

(2) 本件不法行為

被告らは、上記(1)イ、ウのとおり、平成21年9月15日午前10時45分ころ、上記(1)アの仮処分命令申立事件が、長崎地方裁判所に係属していることを十分認識していた。

しかるに、被告大学職員である被告百岳及び同職員大瀬良潤は、同日同時刻ころ、■■■■ に対し、長崎市万才町■■■■ 法律事務所内受付前において、懲戒処分書を手交した(甲4)。

これにより、原告は、上記(1)アの仮処分命令申立事件を取り下げざるを得

ないこととなり（顕著な事実）、上記（１）エの同仮処分に関しての裁判を受ける権利を侵害された。

(3) 故意

前述のとおり、被告らは、上記（１）アの仮処分命令申立事件が、長崎地方裁判所に係属していることを十分認識していたにもかかわらず、本件不法行為に及んだのであるから、故意があることは明らかである。

(4) 損害

ア 原告は、被告らの行為によって、憲法上も保障された重大な権利を故意により侵害されたのであるから、これを慰藉するには5,000,000円を下らない。

イ また、本件訴訟に関しての弁護士費用としての損害は、500,000円が相当である。

(5) 責任

ア 被告大学

被告大学は、本件不法行為の直接の当事者であり、責任を免れない。

イ 被告太田

本件不法行為の懲戒処分通知書は、被告太田が被告代表理事長としてその名義で作成されたものであるから、責任を免れない。

ウ 被告百岳

被告百岳は、前述のとおり、本件不法行為の違法性を被告大学の中で最も認識していた者であり、それにもかかわらず本件不法行為を直接的に実行したものであり、責任を免れない。

(6) よって、原告は、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、

金5,500,000円及びこれに対する平成21年9月15日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。

3 補足

本件は、長崎地裁の行う仮処分裁判を受ける原告の権利を侵害した被告らの行為のみを問題とするものであり、懲戒処分の手続的瑕疵や権限濫用による懲戒処分の無効確認、賃金の請求及び損害賠償請求等については、別途、裁判準備中である。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

添 付 書 類

1 訴状副本	3通
2 甲号証写し	各3通
3 被告大学のホームページをプリントアウトしたもの	1通
4 住民票	1通
5 訴訟委任状	1通

以上

(別 紙)

当事者目録

〒850-0931 長崎市 [REDACTED]

原告 久木野 憲司

〒810-0042 福岡市中央区 [REDACTED]

[REDACTED]
TEL 092-[REDACTED]

FAX 092-[REDACTED]

原告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

(送達場所) 〒850-0033 長崎市万才町 [REDACTED]

[REDACTED]
TEL 095-[REDACTED]

FAX 095-[REDACTED]

原告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

被告 長崎県公立大学法人 長崎県立大学

上記代表者理事長 太田 博道

同 所 (送達先)

被告 太田 博道

同 所 (送達先)

被告 百岳 敏晴

正 本

平成21年(ワ)第 号 損害賠償請求事件
原告 久木野 憲司
被告 長崎県公立大学法人長崎県立大学 ほか2名

原告証拠説明書

平成21年(2009年)9月17日

長崎地方裁判所 民事部 御中

原告代理人弁護士

記

甲号証

号 証	証拠の標目(原本・写しの別)		立正趣旨
	作成年月日	作成者	
1	長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程(平成21年規程第5号)(写し)		被告大学において、教育研究評議会が設置される場合の根拠規定
		被告大学	
2	仮処分命令申立書(写し)		原告が、平成21年9月11日、被告大学を相手方として長崎地裁に対し、懲戒処分禁止仮処分命令申立てをしたこと
	H21.9.11	弁護士 [REDACTED] 同 [REDACTED]	
3	ファクシミリ通信(写し)		原告の代理人であった弁護士 [REDACTED] が、平成21年9月11日午前9時57分ころ、被告大学に対し、懲戒処分禁止仮処分命令申立てをしたことを同申立ての申立書の写しとともに、FAX送信し、同日午前10時18分ころ、被告百岳に対し、同申立てをしたことと上記FAXを送信したことを電話により伝えたこと
	H21.9.11	弁護士 [REDACTED]	
4	懲戒処分書(原本)		被告大学職員である被告百岳及び同職員である大瀬良が、平成21年9月15日午前10時45分ころ、原告の代理人であった弁護士 [REDACTED] に対し、原告の懲戒処分書を手交したこと
	H21.9.15	被告太田	

正 本

平成 2 1 年 (ワ) 第 号

原 告 久木野憲司

被 告 長崎県公立大学法人 長崎県立大学ほか 2 名

甲第 1 号証から

甲第 4 号証まで

以上正写致しました

弁護士、